



## 屋外広告物を設置するには？

- 屋外広告物には大きさや高さの制限、設置できない場所(禁止地域)、看板等を設置できないもの(禁止物件)等のルールがあり、設置には原則として許可が必要です。  
(ただし、日常生活を営む上で最小限必要な屋外広告物には、許可の規制が緩和(適用除外)される場合があります。)
- 屋外広告物の設置に関する相談・申請は、設置する(設置を予定する)場所の市町村の窓口で受け付けています。

詳しくは埼玉県のホームページを御確認ください。

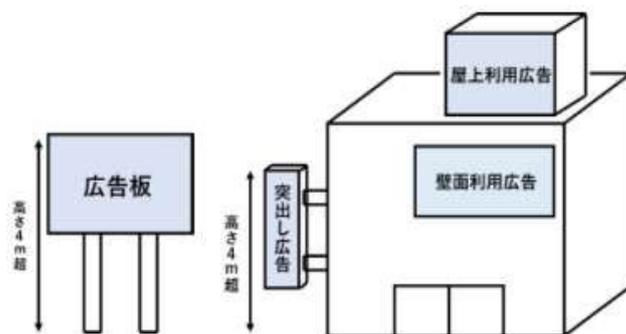
「屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/okugai-top/>



## 設置したその後は？

- すべての広告物(一部を除く※)は、損傷、腐食その他の劣化の状況について、3年を超えない範囲で点検が必要です。
- 上端の高さが地上から4m超え、かつ許可が必要な屋外広告物の点検は、資格を有する者(有資格者※)が行う必要があります。



※ 点検が不要な広告物等及び有資格者の詳細は埼玉県のホームページを御確認ください。

「安全な屋外広告物のあるまちづくりに向けて」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/okugaikoukokutekiseika.html>



適正な管理(点検)を怠ると落下や倒壊といった重大な事故を起こす可能性があります。



⚠ 令和6年7月に埼玉県内で広告物が落下し、通行人が負傷する事故がありました。

このような事故を未然に防ぐためにも定期的な点検が重要となります。日頃から適切な管理をお願いします。



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」